

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行について

項 目	内 容												
改正法の趣旨	<p>平成19年12月に長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件、平成20年6月に東京都秋葉原で発生した無差別殺傷事件等の銃砲刀剣類等を使用した凶悪犯罪の発生状況等にかんがみ、銃砲刀剣類による危害を防止するため、銃砲刀剣類の所持許可要件の厳格化等の措置を講ずるものです。(平成20年12月5日公布)</p>												
改正法の概要	<p>①平成21年1月5日施行分</p> <table border="1" data-bbox="379 618 1407 696"> <tr> <td data-bbox="379 618 671 696">剣の範囲の拡大</td> <td data-bbox="671 618 1407 696">○ 所持禁止の対象となる剣の範囲の拡大 (ダガーナイフ等に対する規制)</td> </tr> </table> <p>②平成21年6月1日施行分</p> <table border="1" data-bbox="379 790 1407 920"> <tr> <td data-bbox="379 790 671 920">所持者に対する 監督強化</td> <td data-bbox="671 790 1407 920">○ 行政調査に関する規定の整備 ○ 調査を行う間における銃砲刀剣類の保管規定の新設 ○ 公安委員会に対する申出制度の新設</td> </tr> </table> <p>③平成21年12月4日施行分</p> <table border="1" data-bbox="379 1014 1407 1995"> <tr> <td data-bbox="379 1014 671 1585">許可要件の厳格化</td> <td data-bbox="671 1014 1407 1585"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加 <ul style="list-style-type: none"> ① 破産者 ② 禁錮以上の刑に処せられた者 ③ 一定の火薬類取締法違反により罰金に処せられた者 ④ ストーカー行為をし、又は警告・命令を受けた者 ⑤ 配偶者暴力をして裁判所から保護命令を受けた者 ⑥ 自殺のおそれがある者 ○ 所持許可を取り消された者に係る欠格期間の一部延長 ○ 同居の親族に係る欠格事由の拡充 ○ 猟銃の所持許可に係る欠格事由の追加 ○ 高齢者(75歳以上)に対する認知機能検査の導入 ○ 所持許可に係る申請書への医師の診断書添付の義務化 ○ 射撃技能に関する講習の受講義務の新設 ○ 年少者(14歳以上18歳未満)による空気銃の所持の制限 ○ 銃砲の保管設備に係る審査の厳格化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1585 671 1715">実包等の所持に 関する規制強化</td> <td data-bbox="671 1585 1407 1715"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実包の所持状況の記録化 ○ 実包等の保管に係る努力義務の新設 ○ 実包の保管に係る監督の強化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1715 671 1787">猟銃安全指導委員制度</td> <td data-bbox="671 1715 1407 1787">○ 猟銃安全指導委員制度の新設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1787 671 1995">そ の 他</td> <td data-bbox="671 1787 1407 1995"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 狩猟前の射撃の練習に係る努力義務の新設 ○ 猟銃又は空気銃の保管委託に関する規定の整備 ○ 猟銃の所持者に対する検査の対象への帳簿の追加 ○ 銃砲刀剣類の譲渡し等に係る許可証の提示方法等の明確化 </td> </tr> </table>	剣の範囲の拡大	○ 所持禁止の対象となる剣の範囲の拡大 (ダガーナイフ等に対する規制)	所持者に対する 監督強化	○ 行政調査に関する規定の整備 ○ 調査を行う間における銃砲刀剣類の保管規定の新設 ○ 公安委員会に対する申出制度の新設	許可要件の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加 <ul style="list-style-type: none"> ① 破産者 ② 禁錮以上の刑に処せられた者 ③ 一定の火薬類取締法違反により罰金に処せられた者 ④ ストーカー行為をし、又は警告・命令を受けた者 ⑤ 配偶者暴力をして裁判所から保護命令を受けた者 ⑥ 自殺のおそれがある者 ○ 所持許可を取り消された者に係る欠格期間の一部延長 ○ 同居の親族に係る欠格事由の拡充 ○ 猟銃の所持許可に係る欠格事由の追加 ○ 高齢者(75歳以上)に対する認知機能検査の導入 ○ 所持許可に係る申請書への医師の診断書添付の義務化 ○ 射撃技能に関する講習の受講義務の新設 ○ 年少者(14歳以上18歳未満)による空気銃の所持の制限 ○ 銃砲の保管設備に係る審査の厳格化 	実包等の所持に 関する規制強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実包の所持状況の記録化 ○ 実包等の保管に係る努力義務の新設 ○ 実包の保管に係る監督の強化 	猟銃安全指導委員制度	○ 猟銃安全指導委員制度の新設	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 狩猟前の射撃の練習に係る努力義務の新設 ○ 猟銃又は空気銃の保管委託に関する規定の整備 ○ 猟銃の所持者に対する検査の対象への帳簿の追加 ○ 銃砲刀剣類の譲渡し等に係る許可証の提示方法等の明確化
剣の範囲の拡大	○ 所持禁止の対象となる剣の範囲の拡大 (ダガーナイフ等に対する規制)												
所持者に対する 監督強化	○ 行政調査に関する規定の整備 ○ 調査を行う間における銃砲刀剣類の保管規定の新設 ○ 公安委員会に対する申出制度の新設												
許可要件の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加 <ul style="list-style-type: none"> ① 破産者 ② 禁錮以上の刑に処せられた者 ③ 一定の火薬類取締法違反により罰金に処せられた者 ④ ストーカー行為をし、又は警告・命令を受けた者 ⑤ 配偶者暴力をして裁判所から保護命令を受けた者 ⑥ 自殺のおそれがある者 ○ 所持許可を取り消された者に係る欠格期間の一部延長 ○ 同居の親族に係る欠格事由の拡充 ○ 猟銃の所持許可に係る欠格事由の追加 ○ 高齢者(75歳以上)に対する認知機能検査の導入 ○ 所持許可に係る申請書への医師の診断書添付の義務化 ○ 射撃技能に関する講習の受講義務の新設 ○ 年少者(14歳以上18歳未満)による空気銃の所持の制限 ○ 銃砲の保管設備に係る審査の厳格化 												
実包等の所持に 関する規制強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実包の所持状況の記録化 ○ 実包等の保管に係る努力義務の新設 ○ 実包の保管に係る監督の強化 												
猟銃安全指導委員制度	○ 猟銃安全指導委員制度の新設												
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 狩猟前の射撃の練習に係る努力義務の新設 ○ 猟銃又は空気銃の保管委託に関する規定の整備 ○ 猟銃の所持者に対する検査の対象への帳簿の追加 ○ 銃砲刀剣類の譲渡し等に係る許可証の提示方法等の明確化 												